

## 市有施設の一部休館等の変更について

本市が、「まん延防止等重点措置」区域に指定されたことに伴い、現在行っている市有施設の一部休館等について一部変更となりましたので、お知らせします。

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 危機管理係

電話 直通 / 027-898-5935